

別紙

○公衆浴場における衛生等管理要領等について（通知） 新旧対照表

（傍線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p>別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。</p> <p>1 水質基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 大腸菌は、1 個/mL 以下であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 検査方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 大腸菌の検査方法</p> <p>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省令・建設省令第 1 号）別表第 1（第 6 条）の大腸菌数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>別添 2・3 (略)</p>	<p>別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 浴槽水の水質基準及びその検査方法は次の各号に規定するとおりとする。</p> <p>1 水質基準</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）</u>は、1 個/mL 以下であること。</p> <p>エ (略)</p> <p>2 検査方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>大腸菌群</u>の検査方法</p> <p>下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省令・建設省令第 1 号）別表第 1（第 6 条）の大腸菌群数の検定方法によること。なお、試料は希釈せずに使用すること。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>別添 2・3 (略)</p>